

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（西宮コミュニティ協会）、出資団体監査（公益財団法人西宮市国際交流協会）及び指定管理者監査（日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年7月5日

西宮市監査委員 石原俊彦  
 西宮市監査委員 佐竹令次  
 西宮市監査委員 板戸史朗  
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年3月31日
西宮コミュニティ協会	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
日本管財・文化律灘・ HA2B共同事業体	令和3年11月19日	令和3年11月20日	令和4年5月31日
措置の内容	別紙のとおり		

西文振発第62号  
令和4年5月31日  
(2022年)

西宮市監査委員	石原俊彦様
同	佐竹令次様
同	板戸史朗様
同	大川原成彦様

西宮市長 石井登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 産業文化局                                |
| 2 監査結果報告名  | 指定管理者監査結果報告<br>(日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体) |
| 3 監査結果提出日  | 令和3年11月19日報告監第7号                     |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり                               |

指定管理者監査結果報告書に基づき講じた措置  
(令和3年11月19日付報告監第7号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P37

1 指定管理者

(1) 使用料の徴収金

使用料の徴収金は、今後、基本協定書の規定どおりに収納日の翌日に金融機関に収納されたい。

(講じた措置)

収納した使用料の金融機関への納付を、収納日の翌日に徹底するよう改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P37

1 指定管理者

(2) 防火管理

防火管理者変更の届出は3年9月10日付で西宮消防署に提出されたが、今後、すみやかに個別消防計画を作成し、適切に訓練等も行われたい。

(講じた措置)

個別消防計画は作成したものを西宮消防署に提出し、受理されております。今後は消防計画の内容を踏まえ、適切に訓練を行ってまいります。

(要改善事項及び監査委員の意見)

監査結果報告書 P38・39

(要改善事項)

1 指定管理者

(3) 事業報告書

ア 利用者アンケート

利用者に対するアンケートについては、今後、市と協議のうえ、市が定める指定管理者モニタリングマニュアルに従って、アンケートの項目、内容、方法を精査し、アンケート集計、結果分析、自己評価を行った上で、市にアンケートの結果報告を行われたい。

イ 自己評価

事業報告書には、今後、指定管理者自身による自己評価の項目を掲げて記載し、市に報告されたい。

ウ 収支報告書

事業報告書のうち収支報告書は、今後は、市の指導のもとに、構成企業間で協議し、各企業の指定管理料の資金配分、それぞれの執行管理の状況、正確な数値の把握を適時に行い、それらの情報を関係資料とともに適切に市に報告できるように経理事務の見直しを行われたい。

(監査委員の意見)

1 指定管理者

今後も積極的に施設管理業務や事業運営に取り組み、課題については適時に市に報告して、協議を行われたい。また、指定管理業務に係る正確な財務情報を資料とともに市に報告できるように、経理事務を精査されたい。

(講じた措置)

利用者アンケートについては、市と協議のうえ、市民ホールにおける統一的なアンケートの項目が市から示されたことを受け、令和4年4月より同内容による利用者アンケートを実施しています。令和4年度事業報告書より、結果分析、自己評価を行った上で、市にアンケートの結果報告を行います。自己評価については、令和3年度事業報告書より、指定管理者自身による自己評価の項目を掲げて記載し、市に報告を行うことで改善を図りました。

また、収支報告書については、令和4年度より、四半期毎に共同事業体構成各企業の予算の執行状況を確認し、正確な数値の把握に努める目的で担当ミーティングを実施する等、改善を図ります。経理事務については、仕訳項目を細分化する等によって、指定管理業務に係る正確な会計を行うことで改善を図ります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P38

2 所管部局

(1) 協定書

履行保証金については、今後は、協定書等締結の一連の事務処理における確認項目を整理し、決裁もれがないようにミスの再発を防止する手立てを講じられたい。

(講じた措置)

協定書締結等の事務処理に係るチェックリストを作成するとともに、令和4年度協定締結に係る決裁に履行保証金について記載し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P38

2 所管部局

(2) 使用料の減免及び還付

減免や還付については、事務の透明性、公平性、公正性をさらに高めるため、今後、条例、規則の趣旨に沿って、審査基準をさらに具体化、明確化するように精査されたい。また、併せて指定管理者への委託の範囲及び委託事務の内容を契約書や業務仕様書などで明確にされたい。

(講じた措置)

使用料の還付については、令和3年度末に還付事務取扱基準の見直しを行い、改善を図りました。減免については、指定管理者自主事業に係る使用料を免除とするほかは原則として行っておらず、減免の目的や対象を現時点で想定できないため、事前に審査基準を明確化しておくことは困難ですが、減免事務の透明性、公平性、公正性を確保するため、今後も適切な事務の実施に努めてまいります。

なお、指定管理者への委託事務の内容については、業務仕様書を見直し、明確化を図りました。

(要改善事項及び監査委員の意見)

監査結果報告書 P38・39

(要改善事項)

2 所管部局

(3) 事業報告書等

事業報告書の承認手続きや指定管理者のモニタリングが適切に行われているとは言い難い状況であり、今後、事業報告書の点検内容を整理して明確化し、項目ごとに評価を記録するとともに、指定管理者制度運用マニュアルや指定管理者モニタリングマニュアルに則り、有効なモニタリングを管理職職員も含めて組織的に行う具体的な方策を検討されたい。

(監査委員の意見)

2 所管部局

指定管理者制度が有効に機能するため、事業報告書の点検とともに、モニタリングの実施内容を一層充実させ、施設管理業務や事業運営に適切に反映させるよう努められたい。また、指定管理業務の安定的な実施、事業継続性の観点から、指定管理者及び各構成企業の決算書等を読み解いて当該企業の財務状況等も把握し、健全性の評価も行われたい。

(講じた措置)

令和3年度に実施したモニタリングでは、事業者の財務状況等を把握し健全性の評価を行う等、指定管理者モニタリングマニュアルに則ったモニタリングが実施できるよう、改善を図りました。今後についても、市民ホールの指定管理者に対する有効なモニタリングの手法について検討・研究を行い、事業報告書の確認内容を含め、モニタリングにおける点検事項を明確化する等改善に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P39

2 所管部局

(4) ギャラリーフレンテ

ギャラリーフレンテについて、指定管理者募集要項に関連付けて、随意契約で普通財産を指定管理者に貸し付け、指定管理者がギャラリーフレンテとして運営を行うことについて、十分に整理されているとは言い難く、今後は、行政財産としての位置付けや公募により活用の提案を募るなど、幅広い視点から財産の有効活用を検討されたい。

なお、公有財産明細書に記載のギャラリーフレンテの貸付面積については記載訂正の手続きを行われたい。

(講じた措置)

ギャラリーフレンテについては、令和4年度末をもって指定管理者への貸付契約による運営を終了し、文化芸術に関する情報発信や宮水学園の活動場所等としての活用を予定しています。

なお、公有財産明細書の貸付面積については、公有財産台帳記載事項の訂正を行いました。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P39

## 2 所管部局

指定管理者から市に対しては、施設や設備の老朽化とともに、インターネット環境の整備、使用料の口座振替納付、施設の保安力の強化などが課題提起されている。施設の機能強化、事業の充実、利用者サービスの向上に向け、積極的に検討を進められたい。

(講じた措置)

施設や設備の老朽化については、市としても大きな課題であると認識しておりますが、市の厳しい財政状況の中、各市民ホールが同時期に施設や設備の更新時期を迎えていることから、優先順位をつけながら計画的に更新を図ってまいります。

インターネット環境の整備については、ホールとして整備すべき環境や、環境の維持に必要なランニングコストの負担について、指定管理者とも協議しながら検討してまいります。

施設の保安力の強化については、施設の構造上の問題があることから根本的な解決は困難ですが、指定管理者やフレンテホールが設置されているビルの管理組合とも協議しながら、可能な範囲で改善を検討してまいります。

なお、使用料の口座振込による納付については、令和4年1月より実施しております。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P40

## 2 所管部局

今回の監査での指摘及び意見要望事項について、条例で定める他の市民ホールにおいても該当するものは精査し、検討のうえ必要な改善を行われたい。

(講じた措置)

各市民ホール指定管理者と情報を共有し、改善を図ってまいります。